

第1回議会改革検討協議会 議事録（要点筆記）

【日 時】令和元年8月6日（火）11時開会

【委 員】溝口委員長、林副委員長、貫野委員、谷野委員、中村委員、村田委員、森下委員、池辺議長、大塚副議長

【職 員】松下事務局長、丸山事務局次長、日出山事務局次長補佐、森杉議事調査係長

1 正副委員長の互選について

- ・委員長 溝口議員
- ・副委員長 林議員

2 議会改革検討協議会設置に関する確認事項について

- ・2の⑤を一部変更（会派に属さない議員を削除）、2の⑥を全部削除することで承認。

3 その他

委員長：今後の進め方について。

本協議会は4期目となり、新任議員2名が新たに委員となった。これまでの積み上げや流れ、課題や到達などを確認したうえで、前期からの申し送り事項の内容を確認し、今後の取組を進めていきたい。

- ・次回協議会日程 8月28日（水）13時～

泉大津市議会 議会改革検討協議会設置に関する確認事項

1 設置及び目的

泉大津市議会の機能の充実強化、議会審議等の活性化及び議会活動の透明性等の向上に向けた調査及び検討を行うため、議会内部に議会改革検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会委員の選出及び任期等

- ① 協議会委員は、各会派より1名を選出する。また、会派に属さない議員が2名以上の場合は、当該議員の全てを代表して1名を選出する。
- ② 協議会委員の任期は、協議会設置日から令和5年4月までとする。
- ③ 協議会に委員長及び副委員長を置く。その選出方法は委員の互選により決定する。
- ④ 委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。
- ⑤ 正副議長並びに会派に属さない議員は、協議会委員の同意を得た上で、オブザーバーとして会議に出席することができる。また、委員長の指名により発言をすることができる。
- ⑥ 協議会が会派に属さない議員の会議への出席を求めたときは、必ず出席しなければならない。
- ⑦ 協議会委員に特別な理由が生じたときに限り、正副委員長の同意を得た上で代理の委員を出席させることができる。
- ⑧ 協議会委員の変更は原則として認めない。ただし、協議会の了承を得た場合に限り、委員を変更することができる。
- ⑨ 委員長は、必要があると認めるときは、議長と委員長が連名の上、議員全員を招集することができる。この場合における委員外議員の発言等の取り扱いについては、委員と同等とする。
- ⑩ 議会運営委員会の正副委員長は、会議へ出席することができる。また、委員長の指名により発言をすることができる。

3 会議の公開等

- ① 協議会の会議は非公開とする。
- ② 協議会の会議は、委員長が招集し、主宰する。
- ③ 協議会の傍聴は、原則として許可しないこととする。ただし、委員外議員の傍聴は、委員長に申し出て行うことができる。
- ④ 協議会の中での委員の発言内容や資料等の取り扱いについては、一切外部に提供してはならない。
- ⑤ 外部から協議会の内容についての問い合わせがあったときは、議員それぞれの立場で良識ある回答をすること。（協議していることは伝えても良いが、決定したような発言、誤解を与える発言をしない。）
- ⑥ 会議録については、議会事務局において要点記録を作成する。

4 その他

- ① この協議会設置に関する確認事項に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。
- ② この協議会設置に関する確認事項は、令和元年 月 日から適用する。